

通貨および銀行業務に関する違反行為とその罰金額¹

1. ライセンスの管理・使用に関する法律違反行為
 - a. 国家銀行が発行するライセンスに関する法律違反：2,000万～5億ドン
 - b. 国家銀行から文書での承認を得るべき変更に関する法律違反：2,000万～5億ドン
2. 組織、管理、運営に関する法律違反行為
 - a. 組織、管理、運営に関する法律違反：2,000万～2億5,000万ドン
 - b. 定款、社内規定発行に関する法律違反：1,000万～8,000万ドン
 - c. 内部および外部監査制度に関する法律違反：2,000万～2億5,000万ドン
3. 株式、株券、出資に関する法律違反行為
 - a. 株式、株券、出資制限、株式譲渡および償還に関する法律違反：5,000万～1億5,000万ドン
 - b. 出資、株式購入に関する法律違反：1億～3億ドン
 - c. 株式の売却、移転に関する法律違反：1億5,000万～3億ドン
4. 資金調達、サービスフィーに関する法律違反行為
 - a. 資金の受取に関する法律違反：2,000万～1億5,000万ドン
 - b. 資金調達金利、サービスフィー、デリバティブ商品の取引および提供に関する法律違反：1,000万～1億ドン
5. 信用供与、受託、委託、銀行間取引に関する法律違反行為
 - a. 信用供与に関する法律違反行為：1,000万～3億ドン
 - b. サービス紹介拠点に関する法律違反行為：2,000万～4,000万ドン
 - c. 受託、委託に関する法律違反行為：8,000万～1億5,000万ドン
 - d. 社債購入に関する法律違反行為：1,500万～1億5,000万ドン
 - e. 銀行間取引に関する法律違反行為：1,000万～2億ドン

6. 信用情報活動に関する法律違反行為

- a. 信用情報活動の方針および実施条件に関する法律違反行為：2,000万～2億5,000万ドン
- b. 信用情報の収集、処理に関する法律違反行為：2,000万～1億ドン
- c. 信用情報安全、保管に関する法律違反行為：2,000万～4,000万ドン
- d. 商品、サービスの不正利用および使用、信用情報の交換および提供に関する法律違反行為：1,000万～4,000万ドン
- e. 借り手の信用情報の誤りの修正に関する法律違反行為：1,000万～1,500万ドン

7. 外貨活動と金（ゴールド）販売に関する法律違反行為

- a. 外貨活動に関する法律違反行為：警告～2億5,000万ドン
- b. 金（ゴールド）販売に関する法律違反行為：警告～4億ドン

8. 支払、通貨管理、保管に関する法律違反行為

- a. 銀行間取引に関する法律違反行為：1,000万～1億5,000万ドン
- b. 支払に関する法律違反行為：300万～2億ドン
- c. 中間決済に関する法律違反行為：500万～2億5,000万ドン
- d. 銀行カードに関する法律違反行為：警告～1億5,000万ドン
- e. 支払代理に関する法律違反行為：500万～1億ドン
- f. 流通証券に関する法律違反行為：1,500万～1億2,000万ドン
- g. 通貨管理、保管に関する法律違反行為：警告～5,000万ドン
- h. ベトナムドン保護に関する法律違反行為：警告～5,000万ドン

9. 信用機関および外国銀行支店による固定資産の購入、投資、不動産業に関する法律違反行為

- a. 固定資産の購入、投資に関する法律違反行為：1億～1億5,000万ドン
- b. 不動産業に関する法律違反行為：2億～2億5,000万ドン

10. 信用機関および外国銀行支店業務の安全性確保に関する法律違反行為

- a. 預金準備率の維持、中央銀行債の強制購入に関する法律違反行為：警告～2,000万ドン
 - b. 安全性比率に関する法律違反行為：2億～3億5,000万ドン
 - c. 既存資産、簿外の分類、引当金の控除および使用に関する法律違反行為：1億5,000万～2億ドン
 - d. 資本控除および使用に関する法律違反行為：2,000万～4,000万ドン
11. 預金保険に関する法律違反行為
- a. 預金保険に関する法律違反行為：警告～1億5,000万ドン
12. 資金洗浄およびテロ資金供与の防止に関する法律違反行為
- a. 顧客情報の認識・アップデートに関する法律違反行為：1億～2億5,000万ドン
 - b. 資金洗浄、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与などの防止に関する内部規則に関する法律違反行為：2億～3億ドン
 - c. リスクレベルによる顧客認識および分類に関する法律違反行為：1億5,000万～2億ドン
 - d. 政治的影響力がある個人顧客の特定に関する法律違反行為：1億5,000万～2億ドン
 - e. 代理銀行関係、新技術に関連する取引、特殊な取引監査に関する法律違反行為：1億5,000万～3億ドン
 - f. 高価値取引、不審取引、電子送金取引、テロ資金供与のための資金洗浄、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与活動の報告に関する法律違反行為：8,000万～2億5,000万ドン
 - g. 情報供給に関する法律違反行為：1億5,000万～2億5,000万ドン
 - h. 取引延期、銀行口座凍結、資産の凍結または差し押さえに関する法律違反行為：1億5,000万～3億5,000万ドン
 - i. リスクアセスメントに関する法律違反行為：1億5,000万～2億5,000万ドン

- j. 資金洗浄およびテロ資金供与防止における禁止行為に関する法律違反行為：1億5,000万～5億ドン
- 13. 通知、報告制度に関する法律違反行為
 - a. 報告、情報管理、提供に関する法律違反行為：500万～1億ドン
- 14. 検査妨害、権限者の要求に応じないことに関する法律違反行為
 - a. 検査妨害、権限者の要求に応じないことに関する法律違反行為：200万～1億ドン
 - b. 銀行監査の対象事業者、銀行監督者の義務に関する法律違反行為：500万～5,000万ドン
- 15. 信用機関の債権の購入および売却に関する法律違反行為
 - a. 信用機関の債権の購入および売却に関する法律違反行為：5,000万～1億ドン
 - b. ベトナム資産管理会社の不良債権の購入および売却に関する法律違反行為：500万～2,000万ドン
- 16. 銀行業務の情報技術の安全性に関する法律違反行為
 - a. 銀行業務の情報技術の安全性に関する法律違反行為：1,000万～3,000万ドン

「2019年11月14日付通貨および銀行業者の行政違反に対する罰則に関する政令88/2019/ND-CPより抜粋（2021年12月31日付政令143/2021/ND-CPによる一部修正）。なお、同政令第3.3条において以下のとおり規定されている。

- a) 通貨および銀行業務に関する違反行為について科せられる罰金額の上限は、組織の場合には20億ドンであり、個人の場合は10億ドンである。
- b) 第2章に記載された罰金は、個人に適用される。組織に適用される罰金は、個人に適用される罰金の倍額となる。
- c) 人民信用基金・マイクロファイナンス組織に従事する個人の業務違反に関する罰金は、第2章に記載された額の10%相当額であり、人民信用金庫、マイクロファイナンス組織そのものに適用される罰金は、個人に科せられる罰金額の倍額である。